

トルコ国籍のクルド人に初の難民認定！

1. はじめにⁱ

2022年5月20日、札幌高等裁判所第2民事部（長谷川恭弘裁判長、豊田哲也裁判官、片山信裁判官）は、トルコ共和国（以下「トルコ」）国籍のクルド人の難民認定申請に対する難民不認定を取り消す、すなわち、難民不認定が誤りであったことを示す判決（以下「札幌高裁判決」）を下しました。

そして、国はこの判決に対し上告せず、2022年7月28日、この裁判の原告（控訴人）は、トルコ国籍のクルド人としては日本で初めて難民と認定されました。

2. 難民の基礎知識

1) 難民とは？

そもそも、難民とは、法律等で以下のように定義されています。

出入国管理及び難民認定法：難民条約第1条の規定又は難民の地位に関する議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民（以下「難民条約上の難民」）

難民条約上の難民：人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者

難民の定義のうち、重要になることが多いのは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」の部分です。

また、難民認定に際しては、申請者本人の経験等に関する供述の信憑性（信用性）も重要になることが多いです。供述の信憑性を判断する上では、

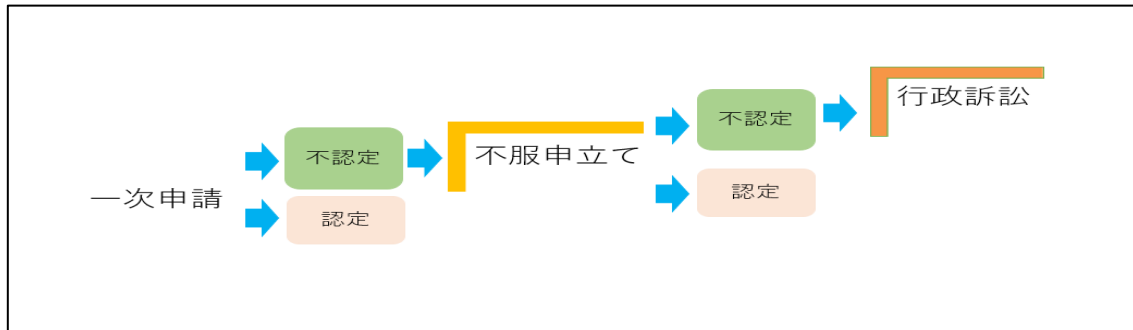
(i) 迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多いこと

(ii) 自国以外であっても当局に対して不安を感じて自由に供述したり自らの事案についての十分に正確な説明をしたりすることをおそれるかもしれないこと

といった難民の特殊事情を考慮する必要があります。これは国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が発行している「難民認定基準ハンドブック」にも記載されている考え方です。

2) 日本における難民認定手続

日本における難民認定手続は、以下の流れを辿ることが多いです。なお、一次申請の結果が不認定の場合には、不服申立てを経ずただちに行政訴訟に進むこともできます。



また、上のチャートに記載していませんが、以下の点も重要です。

(i) 難民と認定されると在留が認められますが、難民と認定されなくても人道的な配慮を理由に在留が認められる場合があります。

(ii) 行政訴訟で勝訴した場合でも、ただちに難民と認定され、在留が認められるわけではありません（詳しくは「4.」で説明します。）。

(iii) 不服申立てで不認定となった場合に、再度、難民認定申請を行うことも可能です（「再申請」と呼ばれます。もっとも、再申請の場合には、在留資格や就労に関して、初回申請時と比べて厳しい条件が付されるのが一般的です。）。

2012年～2021年の一次申請・不服申立てにおける難民認定率は毎年1～2%未満（多くの場合1%未満）でした。また、トルコ国籍のクルド人が難民と認定された事例は、過去に一例もありませんでした。

3. 札幌高裁判決の紹介

1) 「クルド人」とは？

クルド人とは、現在のトルコ、シリア、イラク、イラン等に跨って分布する民族のことです。元々、クルド人はオスマン帝国に住んでいましたが、第一次世界大戦後にオスマン帝国が消滅したのち、その居住地は各国に分散しました。今日に至るまでクルド人の国家樹立は実現しておらず、クルド人は各国で少数派として差別や弾圧を受けてきたと言われていいます。また、クルド人はトルコ国内だけで1000万人以上が居住していると言われていいます。

クルド人の抵抗運動はトルコ国内で度々生じました。そして、クルド人の独立を掲げる者たちはクルディスタン労働者党（現在の名称。略称「PKK」。）を結成し、1984年から30年以上にわたりトルコ政府と抗争してきました。

2) 判決内容

原告（控訴人）には、PKKへの支援を行った親戚が失踪したこと、自らがPKK所属の友人を支援した際に拷問を受けたこと等の事情がありました。

札幌高裁判決とそれに先立つ札幌地方裁判所の判決（以下「札幌地裁判決」）では、いずれも、以下の2点が特に争われました。

- ① クルド人であるという事実のみをもって迫害されるか
- ② 原告（控訴人）個人の事情を理由に迫害されるか

そして、争点①に関しては、札幌地裁判決・札幌高裁判決ともに**否定**の判断であったものの、争点②に関しては、札幌地裁判決が否定の判断であったのに対して、札幌高裁判決が**肯定**の判断でした。

判断が分かれた大きな理由は、供述の信用性に対する評価の違いです。原告（控訴人）が主張していた、親戚の失踪や自らが受けた拷問等について、札幌地裁は客観的な証拠の不十分さや供述の変遷を指摘して信用できないと結論付けたのに対して、札幌高裁は供述を裏付ける証拠が提出されていることや供述の根幹部分が一貫していること等を指摘して信用できると結論付けました。

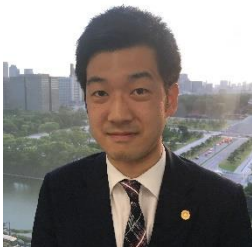
4. 札幌高裁判決後の展開

その後、国が上告しなかったため、札幌高裁判決が確定しました。そして、2022年7月28日、原告（控訴人）は難民と認定されました（告知は同年8月9日）。

難民不認定処分が取り消されても、手続きは取消し前の状態、つまり申請段階に戻るに過ぎません。そして、申請段階に戻った後、再度不認定とされた事案はこれまでに複数あり、その中にはトルコ国籍のクルド人の事案も含まれていました。

原告（控訴人）に対する難民認定は、トルコの政情が大きく変わったとの事情がない以上、妥当な結論といえるでしょう。しかしながら、過去に一件も認定がなかったトルコ国籍のクルド人が日本で初めて難民認定されたことには大きな意味があると考えられます。日本には今回難民認定された原告（控訴人）以外にもトルコ国籍のクルド人が多数おり、ぜひ今後難民認定されることを期待します。

5. 筆者紹介：高田俊亮（*プロフィールは本稿執筆時現在のもの）



弁護士（第二東京弁護士会。本稿執筆時現在、弁護士登録抹消中。）。東京大学法学部卒。ニューヨーク大学ロースクール LL.M.（国際法専攻）卒。2017年、弁護士登録。あさひ法律事務所にて法人・個人を依頼者とする多様な案件に従事する一方、弁護士登録1年目から難民関係の案件に関与。元全国難民弁護団連絡会議世話人。

ⁱ 難民認定された原告（控訴人）に関する事実関係の記載は、報道及び判決文に基づきます。